

土木設計業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「総合福祉センター実施設計業務」のうち、外構及び駐車場等の整備に係る基本設計及び実施設計(以下「本業務」という。)に適用する。

2 この特記仕様書は、「設計業務共通仕様書」(令和8年2月宮崎県県土整備部、以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本業務の実施に適用するものとし、業務の実施に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

3 本業務の数量・規格等は、単価抜設計書の「設計業務費内訳表」の費目工種種別細別・規格、数量(単位)、「明細表」の名称・規格、数量(単位)、「単価表」の名称・規格、数量(単位)によるものとする。

(適用基準等)

第2条 本業務に適用する基準については次の各号のとおりとする。

- (1) 構内舗装・排水設計基準:国土交通省
- (2) 人にやさしい福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル:宮崎県
- (3) 舗装設計便覧(平成18年版):公益財団法人日本道路協会
- (4) 透水性舗装ガイドブック2007:公益財団法人日本道路協会
- (5) ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン

(目的)

第3条 総合福祉センターを整備する上で必要な外構及び駐車場、駐輪場等に関する設計を行うものである。

(整備箇所)

第4条 整備箇所は、新富町大字上富田6345番地1他(面積約1.85ha)とする。

2 施設に整備する主な施設は下表のとおりとし、これらの施設に係る電気、給排水等の関連設備、その他管理上必要となる施設の設計についても対象業務とする。

名称(規模)	用途	備考
総合福祉センター (約1.0ha)	多機能福祉施設	
駐車場その他 (約0.85ha)	駐車場約300台程度、駐輪場等	

第2章 業務内容

(業務内容)

第5条 本業務における基本設計の内容は、各号のとおりとする。

(1) 計画準備 設計に必要な資料、作業を業務計画書として取りまとめる。

(2) 外構及び駐車場に係る基本設計

① 与条件の細部検討

既存の資料や施設の計画方針、導入施設、施設配置の考え方や内容を把握するとともに、関係機関との調整内容の確認、既存図面の確認、上位関連計画や施設の位置づけの確認を行う。さらに雨水・汚水排水の放流先や必要となる条件の確認、主に、埋蔵文化財調査や測量等の実施状況と範囲について詳細な区域の確認を行い、留意事項を整理する。これらの与条件の検討結果を踏まえ、計画全般にかかわる設計基準と適用範囲を整理し、基本設計の方針を取りまとめる。上記に関連して、現地の状況の確認を行う。

ア 与条件や基本計画の把握と整理

イ 各種設計条件の整理と確認

ウ 各種設計基準の抽出と適用範囲の確認

エ 現地詳細調査(計対象地とその周辺)

② 諸施設の検討および設定

実施設計に向けて、敷地を最大限有効活用できる施設配置の検討を行い、諸施設の位置・規模、内容等の条件の設定を行う。主要施設の計画高、仕上げ高、位置、形状や各種施設の構成、それに付随する便益施設、管理施設などの形状や材質等について方針の決定を行う。

なお、植栽については、エリアごとに候補樹種を設定し、雨水・汚水排水・電気設備計画は現況の状況や確認事項に基づいて、容量や経路等を決定する。

- ア 基本計画内容の整合性の確認
- イ 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ウ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- エ 造成基本方針の検討と設定
- オ 植栽基本方針の検討と設定
- カ 供給処理設備基本方針の検討と設定
- キ 整備水準・目標工事費の検討と設定
- ク 維持管理基本方針の検討と設定

③ 基本設計図の作成

諸施設の検討および設定に基づき、施設の位置、規模、内容等を全体平面図にとりまとめ各施設の内容を表した平面図、断面図、概略構造図等の概要を示した基本設計図を作成する。

- ア 実測平面図に基づいた基本計画平面図の作成
- イ 造成計画平面図の作成
- ウ 施設計画平面図の作成
- エ 植栽計画平面図の作成
- オ 供給処理設備計画平面図の作成(縮尺1/500)
- カ 主要断面図の作成(縮尺1/200~1/500)
- キ 主要施設の構造イメージの作成(縮尺1/30~1/100)

④ 概算工事費の算出

基本設計図に基づいて、実施設計に向けた基礎資料とするため、工種ごとの主要数量を算出し、社会標準単価に基づいた概算工事費の作成を行う。

⑤ 報告書の作成

上記を取りまとめた報告書の作成を行う。

⑥ 照査

業務の主要な区切りにおいて、設計内容の照査を行う。

⑦ 打合せ

業務の主要な区切りにおいて打ち合わせを行う。

⑧ 概略工程表・施工計画の作成

各施設の施工時期や仮設工作物等の設置検討を含めて、施設全体として効率的かつ実現可能な工程及び施工計画を立案する。

⑨ 関係機関協議資料の作成

関係機関との調整に要する資料作成を行う。協議機関については1機関とする。

⑩ 関係団体との協議等のための資料作成

本業務の課程で、競技団体や専門家、地域住民等と協議・意見交換を行うため、その際には必要な資料を作成する。

2 実施設計業務委託

(1) 計画準備

設計に必要な資料、作業を業務計画書として取りまとめる。

(2) 外構及び駐車場等に係る実施設計

① 実施設計の検討

上記に伴い、設計条件を確定し、実施設計方針を設定する。

ア 基本設計内容の整合性の確認

イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定

ウ 安全性・機能性に関する検討と設定

エ 施工性・市場性に関する検討と設定

オ 維持管理性に関する検討と設定

カ 目標工事費との調整

② 実施設計図の作成

検討結果に基づき、設計方針の具現化に資する全体平面図を作成するとともに、各施設の内容を表した平面図、断面図、構造図等の概要を示した実施設計図を作成する。

ア 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成

イ 割付平面図の作成

ウ 造成平面図の作成(2次造成)

エ 施設平面図の作成

オ 植栽平面図の作成

カ 供給処理設備平面図の作成(縮尺1/500)

キ 造成平面図の作成2(次造成)

必要に応じて園路縦断図や排水縦断図を作成

ク 各種施設の構造図の作成(縮尺1/10~1/50)

③ 数量計算書の作成

図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の数量計算書を作成する。

実施設計の検討に伴う応力や容量の計算書を作成する。

④ 概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価に基づいた概算工事費の算出

⑤ 報告書の作成

上記を取りまとめた報告書を作成する。

⑥ 照査

業務の主要な区切りにおいて、設計内容の照査を行う。

⑦ 打合せ

業務の主要な区切りにおいて打ち合わせを行う。

⑧ 関係機関協議資料の作成

関係機関との調整に要する資料作成を行う。協議機関については1機関とする。

(成果品)

第7条 業務報告にあたり、下記に掲げる成果品を提出する。

(1)報告書2部

(2)報告書(電子媒体)